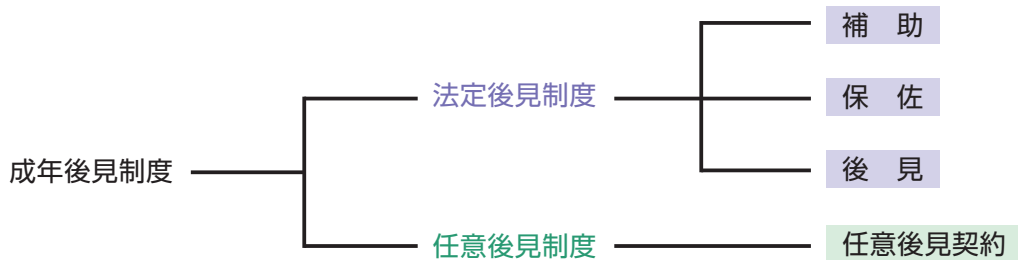


いざというときのために…

# 知っていますか？成年後見制度

市成年後見センター（高齢福祉課内） ☎ (63)2175

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより、物事の判断能力に欠けたり不足したりする人が、さまざまな契約や財産管理などをするときに不利益を生じることがないように、本人を守り、支援する人（成年後見人等）を選任する制度です



## ●法定後見制度

判断能力がすでにおとろえている人のための制度です。判断能力の程度に応じて援助の内容が変わります。

類型	利用できる人	例えばこんな場合	成年後見人等ができることの例
補助	判断能力が不十分な人	訪問販売員から必要のない高額のおとんを買ってしまった。	本人が必要がないのに買ってしまった高額のおとんの販売店に対して、契約取消の通知をし、おとんを返却して代金を返してもらいます。
保佐	判断能力が著しく不十分な人	買い物で1万円札を出したか5千円札を出したかわからなくなることが多くなった。	施設に入り空き家となった本人の自宅を別のの人に貸すことに同意したり、本人に代わって管理したりします。
後見	ほとんど判断できない人	物忘れがひどくなり、家族の判別もつかない状態で、回復の見込みもない。	本人に代わって介護サービスの契約をします。入院費に充てるために、本人に代わって不動産を売却します。

## ●任意後見制度

十分な判断能力がある人のための制度です。判断能力がおとろえる前に、事前にお問い合わせの内容を決めて、信頼できる人と任意後見契約を結びます。

利用できる人	例えばこんな場合	任意後見契約で決めておくこと
いま元気な人 「私は元気！何でも自分で決められる」	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来、認知症になった時のことが心配。</li> <li>頼れる親族がない。</li> <li>子供の世話にならないで、自分の希望する老後を送りたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰が任意後見人になるのか</li> <li>本人に代わって任意後見人がすること</li> <li>任意後見人の報酬</li> </ul>

### 任意後見人が本人に代わってできることの例

- ・ 介護が必要になったら自宅を売って老人ホームに入りたい【不動産売却の代理】
- ・ 老人ホームの部屋は個室がいい【施設入所契約の代理】
- ・ 質素な生活をしたいので無駄遣いはしないでほしい【日常的な収入・支出の管理】

## 鹿沼市成年後見センターをご利用ください

▶成年後見制度の総合的な窓口となる「鹿沼市成年後見センター」では、制度に関する相談を受け付けています。

例えばこんなときに…

- 必要のないリフォームの契約をさせられたかもしれない。
- 家族が認知症でお金の管理が必要だけど、自分が管理するのは抵抗がある。
- 養育している子供の将来が心配である。

基本的な質問でも、お気軽に鹿沼市成年後見センター（高齢福祉課内）にご相談ください。  
令和3年8月10日からは、新庁舎行政棟2階④番窓口で相談を受け付けます。  
相談は、各地区の高齢者支援センター（地域包括支援センター）でも受け付けています。

### ・高齢者支援センター一覧

名称	地域	所在地	電話
高齢者支援センター東	東部・北犬飼	西茂呂4丁目30-1（西茂呂デイサービスセンター内） ※10月から、上石川1465-4（北犬飼コミュニティセンター内）	☎（63）6559
高齢者支援センター東部台	東部台・北部	幸町2丁目1-26（木村ビル1階）	☎（74）7337
高齢者支援センター北	菊沢・板荷	富岡492-2（オレンジホームデイサービスセンター内）	☎（62）9688
高齢者支援センター中央	中央・東大芦・西大芦・加蘇	上殿町960-2（老人保健施設かみつが内）	☎（64）7236
高齢者支援センター南	北押原・南押原	縦山町40-2（デイサービスセンターリズム内）	☎（60）2000
高齢者支援センター西	南摩・栗野・粕尾・永野・清洲	□栗野1780（栗野コミュニティセンター内）	☎（85）1061

## 令和3年度 成年後見制度相談会

▶司法書士による相談会（予約制）を下記のとおり実施しています。

今後の開催予定	
8月19日(木)	12月17日(金)
9月16日(木)	令和4年 1月20日(木)
10月21日(木)	2月17日(木)
11月18日(木)	3月17日(木)

と き 午前10時～正午（相談は1時間まで）

ところ 市民情報センター3階 学習室3

相談料 無料

問い合わせ・予約

平日の午前8時30分～午後5時15分までの間に、市成年後見センターへ電話で。



（公社）成年後見センター・リーガルサポート  
とちぎ支部 佐伯祐子<sup>ゆうこ</sup>司法書士（相談員）



認知症などで判断能力が低下してくると、銀行でお金が下ろせない、福祉サービスが利用できないなど、日常生活に支障が生じてきます。そんなとき、皆様の生活を支える強い味方となるのが『成年後見制度』です。住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、頼れる親族がいない方、今後の生活に不安を感じている方は、ぜひ成年後見センターにご相談ください。